

監 査 報 告

国立健康危機管理研究機構

理事長 國 土 典 宏 殿

国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号。以下「機構法」という。)第10条第4項の規定に基づき、国立健康危機管理研究機構(以下「機構」という。)の令和7事業年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)及びこれらの附属明細書で構成しているものをいう。以下同じ。)及び決算報告書について監査を実施し、その方法並びに結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、監事監査規程(令和7年監事決定)等に基づき、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門その他職員(以下「役職員等」という。)と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び厚生労働大臣に提出する書類を調査した。また、役員(監事を除く。以下同じ。)の職務の執行が機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制(財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。)について、役職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

さらに、当事業年度に係る財務諸表及び決算報告書(以下「財務諸表等」という。)並びに事業報告書(会計に関する部分に限る。)を検証するに当たっては、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人(以下「会計監査人」という。)が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、機構の当事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

- 1 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかについても重大な指摘事項はない。
- 2 機構の内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。
また、内部統制システムに関する機構の長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- 4 財務諸表等に係る会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認める。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示していると認める。

令和 8年 6月23日

国立健康危機管理研究機構

監 事 (非常勤)

監 事 (非常勤)

白河 龍三
中崎 尚